

## 第 2 回

# 笛吹市・芦川村合併協議会会議録

平成 1 8 年 3 月 2 0 日 開会

平成 1 8 年 3 月 2 0 日 閉会

第 2 回

笛吹市・芦川村合併協議会

平成18年3月20日

第2回 笛吹市・芦川村合併協議会

平成18年3月20日  
午後1時28分開議  
東八消防本部2階講堂

第1 開会

第2 会長あいさつ(副会長)

第3 議事

(1) 協議事項

協議第1号 平成18年度事業計画(案)について

協議第2号 平成18年度歳入歳出予算(案)について

協議第3号 新笛吹市基本計画(案)について

協議第4号 財産の取扱いについて

協議第5号 町名・字名の取扱いについて

協議第6号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第7号 条例・規則等の取扱いについて

協議第8号 地域審議会の取扱いについて

協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第10号 地方税の取扱いについて

協議第11号 一般職員の身分の取扱いについて

協議第12号 特別職及び附属機関の委員等の身分の取扱いについて

協議第13号 公共的団体の取扱いについて

協議第14号 消防団の取扱いについて

協議第15号 使用料及び手数料の取扱いについて

協議第16号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第17号 財産区の取扱いについて

協議第18号 公営住宅の取扱いについて

協議第19号 上水道(簡易水道)の取扱いについて

協議第20号 下水道(農業集落排水)の取扱いについて

協議第21号 国民健康保険の取扱いについて

協議第22号 介護保険の取扱いについて

協議第23号 福祉の取扱いについて

協議第24号 学校教育の取扱いについて

追加日程

協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(2) その他

第4 その他

第5 閉会

開会 午後 1時28分

司会（保坂利定君）

それでは、定刻前ですが、おそろいようですので始めたいと思います。

開会に先立ちまして、あいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまです。

ご着席ください。

それでは、第2回法定協議会ということで、荻野会長、あいさつをお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆さん、ご苦労さまでございます。

第2回の法定協議会を開催させていただきました。

時間前に全員そろっていただいて、大変、決まりが良いことと思います。

いつも私がいさつをさせていただいておりますが、今日は、2つの自治体の合併でございますので、時には、芦川の村長でもある野沢副会長にあいさつをお願いしたいと思います。

副会長（野沢今朝幸君）

皆さん、こんにちは。

お言葉に甘えまして、あいさつをさせていただきます。

今日は、理知的な法定協議会ではないかと、つまり、今日をもって協議事項が終了するというふうに思いますが、残されているところは、事前に配られている基本計画と、それと議員の定数というようなことが残されていましたが、あらかじめ今日で協議が終わるというふうに思っています。このように本当に早い、短期間で協議が終わって準備に移れたのは、なによりも笛吹の市長さんをはじめ部長さん方の組織的な、合併協議に対する取り組みという、この一言に尽きると言えます。本当にありがとうございます。

また、今日もお見えになっています振興局の局長さんをはじめ県のほうのサポートが、この間いろんな形で行われるということで、今のところは異論なくうまく進んでいます。本当にありがとうございました。

なかなか、こういう協議というのは難しい場面もあると思いますけれども、いままでのところ非常に友好的な関係の中で協議が進められたことは、関係者の皆さんにも感謝しております。

特に、合併後を見据える中で、いろんなことが1年送りとか、3年送りという形になっていきますが、芦川村としましては、なによりも笛吹市の一部というよりも、笛吹の市民にとっての共通の空間、言ってみれば、笛吹市民の「ふるさと」としての芦川みたいな位置付けにしていたら、芦川にとっても笛吹市にとっても、この合併が非常に良い方向で、相乗効果が生まれると考えていますので、このへんもまた、皆さんの念頭において協議を進めていただけると、非常にありがたいと思います。

本当に今日はご苦労さまです。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、笛吹市の各部署局長、芦川村の課長に出席をいただいております。

私のほうからご紹介を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

順不同ですが、右側からいきたいと思います。

総務課長の梶原課長。

議会事務局長の橘田局長です。

産業経済部の鮫田農政課長。

芦澤建設部長。

伊藤公営企業部長。

堀内市民環境部長。

内藤保健福祉部長。

加藤福祉事務所長であります。

教育委員会の武川教育振興課長です。

県のほうから出席をいただいておりますけれども、峡東振興局の桜井合併推進担当です。

県市町村課の上島課長補佐です。

戻りまして、笛吹市の中川財政システム課長です。

芦川村になりますけれども、芦澤教育課長です。

地域振興課長の大勝課長です。

議会事務局長の霜村局長です。

住民支援課長の霜村課長です。

以上で紹介を終わりました、議事に入りたいと思います。

議長につきましては、規約の第9条第1項に定めておりますとおり、会長が議長を行うということですので、荻野会長よろしくお願ひいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

早速、協議事項に入りたいと思います。

協議第1号 平成18年度事業計画（案）について、ならびに、協議第2号 平成18年度歳入歳出予算（案）について、一括して事務局より説明をお願ひいたします。

事務局次長（内藤文子君）

よろしくお願ひいたします。

お手元にグレーの封筒があろうかと思いますが、お確かめいただきたいと思います。

本日は、特に資料が多うございますので、インデックス・見出し等文具をご用意いたしました。ご使用いただければと思います。

それでは、1ページをご覧ください。

協議第1号 平成18年度事業計画（案）についてご説明申し上げます。

読み上げさせていただきます。

笛吹市と芦川村は、本年1月、任意の合併協議会を設置し、8月1日の合併を目指して、新笛吹市における事務事業等の一元化に向けた協議を行ってきました。

21世紀の地方分権の時代を迎えて、地方自治体を取り巻く厳しい環境変化や少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対応する行政づくりと、新たなまちづくりを目指し、住民と議会・行政が一体となって、合併に向けた協議を行っていくことが重要です。

こうしたことから、2市村では法律に基づく合併協議会を本年3月1日に設置いたしました。本年度は、前年度においての協議を継承するとともに、次の事業を実施し、さらに合併に関する協議、住民への啓発、情報提供に努めます。

1つ目としまして、協議会の開催でございます。

2つ目は、幹事会等の開催。

3番目、新笹吹市基本計画の作成。本日、このあと協議していただくことになっております。

4番目としまして、ホームページの作成と広報活動。ご案内のとおり、ホームページは2月3日に開設しまして、随時、新しい情報を掲載していきます。協議会だよりについても、合併協定調印式典が終了後、6月号として発行したいと考えております。

5番目としまして、その他合併に関し必要な事項。

めくっていただきまして、2ページでございますが、8月1日までのスケジュール表に、現在予定されております日時を記載しております。

その中で、7月22日、下から2行目でございますが、芦川村の閉村式が午前11時となっておりますけれども、午前10時に訂正をお願いしたいと思います。

次に、3ページをお開きください。

協議第2号でございます。

平成18年度合併協議会歳入歳出予算についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ600万2千円とするものです。

まず、歳入ですが、第1款負担金、第1項負担金につきましては、両市村の負担金として150万円ずつ300万円を計上しております。

第2款県支出金、第1項県補助金については、300万円を見込み計上しております。

第3款の繰越金、第1項繰越金については、平成17年度の決算額は、協議会財務規程第7条第1項、および附則第2条に基づきまして5月に確定するため、ここでは1千円を計上しております。

第4款の諸収入、第1項諸収入についても1千円を計上します。

8月1日に合併を迎える関係上、7月末をもって本会計は打ち切り決算となります。よって、少額となりますけれども、預金利子を見込みまして1千円を計上しております。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項事業推進費については600万円といたします。

第2款予備費、第1項予備費は2千円といたします。

めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

1の総括、2の歳入については、先ほどの説明のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

3の歳出でございますが、その詳細を記載しております。

第1款総務費、第1項事業推進費、第1目協議会費の内訳ですが、第8節の報償費から第14節の使用料及び賃借料でございます。また、その主なものは、4月18日に調印式を予定しておりますが、その際に記念講演を考えておりまして、その講師の謝礼等を計上しております。また、芦川村の皆さまにお配りする予定の市民便利帳、協議会だより等の印刷製本費、また会議録の作成委託料等々でございます。

次に、第2款予備費については2千円を計上しております。

以上でございます。

ご協議をよろしくお願ひいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より、協議第1号、協議第2号の事業計画ならびに歳入歳出予算について説明がございました。

これに対しましてご意見がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

いかがでございますでしょうか。

原案どおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第3号 新笛吹市基本計画（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（茂手木昭博君）

それでは、基本計画の案につきまして説明させていただきます。

まず、はじめに、事前にお配りしました基本計画の案から、何点が修正をさせていただいた個所がありますので、本日改めて計画案をお配りしてあります。そちらを見ていただきながら、変更の個所の説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回の主な変更につきましては、任意協議会の際に説明いたしました素案で、数値が未記入となっておりました、第3章 主要指標の見通しにおける人口と世帯数に関する見通し、および、第8章 財政計画における歳入歳出に関する見通しへの数値の記載と、これに伴う文言の変更であります。

お手元の基本計画（案）、6ページの右側、新笛吹市基本計画（案）をご覧ください。

人口および世帯の見通しについてですが、この表では平成12年から平成32年までの人口、産業別人口、世帯数および1世帯当たりの人員に関する数字が示されております。

平成12年につきましては国勢調査での数値であります。平成17年から平成32年の数値につきましては、表の下の注意書きにもお示ししてありますが、笛吹市と芦川村の住民基本台帳人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システム、ならびに、平成17年の国勢調査の要計表による集計数値での総人口を参考に、将来推計を行っております。世帯数および就業人口につきましては、昭和60年から平成12年までの増減の状況を参考に推計してあります。

この推計結果に基づきまして、1つ前の5ページの数値の記入と文章の修正をさせていただきました。

次に、最後の31ページおよび32ページの表をご覧ください。

この表は平成18年度から平成27年度までの財政見通しに関する表になります。この数値につきましては、笛吹市・芦川村、両市村の財政担当にお願ひして、金額の算出をしていただきました。

歳入につきましては20項目、歳出が9項目で構成されています。単位は100万円となっております。

各項目の算出方法につきましては、29ページから31ページにかけまして、簡単に説明してあります。

前後して申し訳ないのですが、細かい文言の修正の部分がありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

はじめに、2ページの中段になります。(4)の一体性のある都市整備の中の一部の言い回しを修正しました。

次に、18ページの下段になりますが、の公園・憩いの場の整備について、文言を付け加えてあります。

次に、19ページの中段ですが、の子育ての環境の充実について、保育所および児童館につきましても、法的に教育施設ではないという位置付けになっておりますので、この22ページ以降の教育に関する事項のところで、教育に関する体制については記述がしてあります。そのため、ここの部分の教育という語句を削除させていただきました。

次に、20ページの下から3行目、中ほどになりますが、「介護状態に陥ることなく」の前に1文字加え、21ページ中段の主な施策・事業の枠内の5番目と8番目の項目につきましても、一部修正をしました。この修正につきましても、関係する法律との整合性をとるため修正となります。

最後に、27ページの中段をご覧ください。

道路網の整備の部分ですが、今後、この基本計画の計画期間、平成27年度までにはある程度具体的な計画が示される部分が見込まれますので、新山梨環状道路の部分について付け加えをさせていただきます。

以上で、変更箇所についての説明を終わらせていただきますが、基本計画に関する今後の予定についても、ここで簡単に説明させていただきます。

本日、この基本計画(案)をご協議いただき、修正を加えたあと、山梨県との協議に移らせていただきたいと思いますと考えております。そして、県との協議の中で指摘されました修正内容について、恐らくここでの修正内容については軽微な修正で済むことと思ひますが、来月予定されております合併協議会場で再度ご協議いただき、正式な基本計画としてご承認をいただきたいと思いますと考えております。

事務局からは以上でございます。

ご協議をよろしくお願ひします。

議長(荻野正直君)

事務局の説明が終わりました。

新笛吹市基本計画(案)について、ご質問あるいはご意見がございましたら、ちょうだいしたいと思ひます。

いかがでございますでしょうか。

それでは、ただいま事務局のほうから説明がございましたように、この基本計画(案)を基にいたしまして、県との協議にこの状態で入らせていただきたいと思いますと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、笛吹市新基本計画(案)につきましても、この案を基に県との協議に移らせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、協議第4号に入らせていただきます。

協議第4号 財産の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（保坂利定君）

それでは、協議第4号から第24号まで、1項目ずつ協議をしていただく予定ですが、その他の欄につきまして、協定項目は第24号でほとんど終了いたします。最重要課題であります協定項目の第10項目、議会議員の定数及び任期の取扱い、これにつきましては、その他の欄の中で状況報告等を含めまして、場合によれば追加日程という関係になるかと思いますが、ご承知おきを願いたいと思います。

以上でございます。

事務局員（成島敦志君）

それでは、よろしくをお願いいたします。

説明に入る前に資料の確認をいたします。

はじめに、本日次第が書かれております、第2回笛吹市・芦川村合併協議会の資料がまずございます。それから、平成18年3月13日現在、協定項目の調整方針未定稿と書かれた協定項目にかかわる両市村の現況と調整の方針が記載された資料、先に遅らせていただいた厚い資料でございますが、それがございます。それから、本日追加資料ということでお配りさせていただいておりますが、地域審議会の設置に関する協議（案）ということで、1枚のものがございますので、一番上の右側に追加資料と書いてある地域審議会の関係でございます。

以上の資料によりまして、これからご説明をさせていただくわけですが、実は、皆さまにお配りさせていただきました資料につきましては、3月13日現在での検討状況により作成されております。協定項目に関するそれぞれの調整方針につきましては、専門部会、また幹事会の検討を踏まえまして、協議会へ提案させていただくことになっておりますので、資料作成後に幹事会等を開催した中で検討され修正された箇所もございますので、協議をしていただく前に、お手元の資料の修正をお願いしたいと思います。

まず、第2回笛吹市・芦川村合併協議会と書かれた本日の協議資料でございます。誠に申し訳ございませんが、7ページの協議第5号の町名・字名の取扱いについての部分ですが、その真ん中の枠の中に協定項目ということで、6.財産の取扱いと書いてありますが、町名・字名の取扱いでございますので、修正をお願いいたします。

次に、18ページの協議第16号 補助金・交付金等の取扱いでございます。その下に調整方針（案）がございまして、その中で、（1）笛吹市の制度に統一することを基本とするが、とありますが、「するが」を「し」と、続いて、団体等の運営補助金などについては、とありますが、その運営補助金などを補助金ということで、「運営」と「など」を削除してください。全体といたしましては、（1）は、笛吹市の制度に統一することを基本とし、団体等の補助金については、平成19年度から笛吹市の制度に統一するように調整する。というような表現になります。

次に、厚い資料の3月13日現在、協定項目の調整方針未定稿となっている資料の修正でございます。13ページに縦型のものがございまして、その第7条のところに地域審議会の会議は年1回以上とありますが、それを年4回以上ということで、「1」を「4」に変えていただきたいと思います。

次に、39ページの表がございますが、15の公共的団体の取扱い、社会教育関係ですが、39ページの表の一番下、枠の下にさらに1つの団体の追加をお願いしたいと思います。団体名が「婦人会」ということで、笛吹市の17年4月1日現在のところは「なし」となります。芦川村については「芦川村婦人会」。そして、調整方針でございますが、「現行どおりとする。」というふうに記入していただきたいと思います。

続いて、79ページの表になりますが、社会体育関係の使用料・手数料の関係になります。その下から3つ目に芦川村スポーツ広場とございますが、その芦川村スポーツ広場の一番右側に調整方針といたしまして、金額を入れていただきます。まず、「1日3千円」「半日2千円」それから「市内使用者は無料」。

続いて、81ページになります。先ほど議案として修正した内容でございますが、調整方針の(1)のところですが、笛吹市の制度に統一することを基本とし、団体等の補助金については、ということになります。

次に、84ページの表の一番下に自主防災組織がございます。芦川村の欄が「なし」となっておりますが、これを「あり、4地区」と変えていただきまして、調整方針ですが、ただいまの自主防災組織の上に防災訓練補助金という欄がございます。そこに笛吹市の調整している内容は「自主防災活動に係る保険のみを市が負担」と、この言葉をただいまの自主防災組織の調整方針、一番右側のところの調整方針に加えていただきたいということでございます。

それでは、6ページの協議第4号からご説明いたします。

これから出します協定項目に関する調整方針の関係でございますが、詳細につきましては、別冊、3月13日現在協定項目の調整方針に記載のとおりになります。既に委員の皆さまにお届けさせていただいた資料ですので、ご確認をいただいたものと思います。本日は協定項目としての全体的な調整方針(案)を説明させていただきます。

委員の皆さまにご協議いただきまして、それぞれ調整方針を決定していただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

それでは、協議第4号 財産の取扱いについて、調整方針(案)資料では1ページから3ページになります。合併時において所有する財産・公の施設は、すべて笛吹市に引き継ぐ。という調整内容でございます。

ご協議のほどよろしく申し上げます。

議長(荻野正直君)

事務局より、協議第4号の財産の取扱いについて説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

いかがでございますか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、財産の取扱いにつきましては、原案どおり、合併時において所有する財産・公の施設は、すべて笛吹市に引き継ぐということで決定させていただきます。

ありがとうございました。

それでは、協議第5号に移らせていただきます。第5号 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

それでは、7ページになります。

協議第5号 協定項目6の町名・字名の取扱いについてでございます。

調定方針（案）

町名・字名の取扱いについては、字の設定区域は現行のとおりとし、旧村名を町名として現行の大字の前に付した大字名とする。という内容でございます。

以上です。

議長（荻野正直君）

それでは、町名・字名の取扱いについて、ただいま事務局の説明が終わりました。

これに対して、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、町名・字名の取扱いにつきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第6号でございます。事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

8ページの協議第6号 協定項目7の事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

調整方針（案）

事務組織・機構については、笛吹市の制度に統一する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしでよろしゅうございますね。

それでは、協議6号 事務組織及び機構の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第7号 条例・規則等の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

9ページの協議第7号 協定項目8 条例・規則等の取扱いについてでございます。

調整方針（案）

条例・規則等は、笛吹市の制度に統一する。（芦川村の条例・規則等は合併により失効することとなるので、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容・確認内容に基づき、条例・規則等のそれぞれの施行区分により調整するものとする。）

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第7号 条例・規則等の取扱いについて事務局より説明がございました。

これに関しまして、ご意見・ご質問等がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第7号 条例・規則等の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第8号 地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

10ページの協議第8号でございます。

協定項目9 地域審議会の取扱いについて

これにつきましては、本日、追加資料として先ほど資料説明しました協議書が付いておりますので、それと資料の11から13ページになりますが、ご確認をいただきたいと思っております。

調整方針（案）

市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の芦川村の区域に地域審議会を設置する。この設置については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

というような調整内容ですが、追加資料をご覧いただきたいと思っております。

第2回笛吹市・芦川村合併協議会、協議第8号 地域審議会の取扱いについての追加資料ということで出させていただきます。

これは地域審議会の設置に関する協議というものを、笛吹市と芦川村で事前に結んでおかなければならないということで、この協議案を出させていただくわけですが、この地域審議会につきましては、市町村の合併特例法の中で、合併の前の芦川村の区域に地域審議会を設置するというような協議の内容でございます。

それから、設置期間が合併の日から平成27年3月31日までとする。この27年3月31日というのは、前の合併の、6町村の設置期間に歩調を合わせるものでございます。

それから、所掌事務につきましては2項目ございます。1つは、市長の諮問に応じて審議・答申するというもの。それから、芦川に設置する審議会が必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができるというような内容でございます。この2項目が所掌事務でございます。

それから、組織につきましては、15人以内で組織いたしまして、芦川地域に住所を有する方であれば、市長が委嘱するというところでございます。

それから、地域審議会には会長と副会長を置いて、会議といたしましては第7条で年4回以上開催するというようにしております。

8条で庶務ということで、この事務局の庶務は芦川支所において処理するというような内容でございます。

協議の内容については、簡単でございますが以上の説明でございます。

それと併せまして、この地域審議会の取扱いについてご協議のほど、よろしく願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第8号 地域審議会の取扱いについて事務局より説明がございました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

委員（野澤一男君）

地域審議会について、ちょっとお願いがございます。

この地域審議会につきましては、今のところ非常に、芦川にとっては大事な審議会になるのかと思いますので、先ほど、局長のほうから議員定数の問題について、その他の項で話をしていくという提案がありましたので、この地域審議会も芦川にとっては非常に大事、また関連すると思いますので、この協議第8号については、その他の項まで継続審議というような形を取っていただきたいわけですが、お諮りをお願いしたいと思います。

議長（荻野正直君）

ただいま、野澤委員さんのほうから、地域審議会の取扱いについては、その他の項の議会議員の定数及び人事の取扱いについて、これについて笛吹市の龍澤議長から後ほど報告があると思いますが、そのあとにしてほしいと、こういうふうな理解でよろしいですか。

そういうご意見がございました。

いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、協議第8号については、その他の項目の中で審議をしていただきます。

よろしくお願いたします。

次に、協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

11ページの協議第9号でございます。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、これは資料の15、16ページになりますけれども、調整方針（案）といたしましては、芦川村の選挙による農業委員については、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定に基づき、笛吹市の選挙による委員として在任することとするが、その人数は1名とし、その在任期間は、笛吹市農業委員会の委員の任期とする。

在任特例以後の笛吹市の選挙による農業委員の定数は、現行の30名とする。

選挙は選挙区により実施し、芦川村の区域を第4選挙区に加える。

というものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第9号の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明がございました。

これにつきまして、ご意見・ご質問等がございました、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第10号 地方税の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

それでは、12ページの協議第10号 地方税の取扱いについてですが、資料では17ページから28ページになります。

調整方針（案）

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）笛吹市の制度に統一する。

（2）「芦川村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例」は、承継する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第10号の地方税の取扱いについて、事務局より説明がございました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですが、よろしゅうございますか。

それでは、協議第10号 地方税の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第11号 一般職員の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

13ページでございます。

協議第11号 一般職員の身分の取扱いについて

調整方針の資料では29、30ページになります。

調整方針（案）

芦川村の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて笛吹市の職員として引き継ぐ。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第11号 一般職員の身分の取扱いについて、事務局より説明がございました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですが、よろしゅうございますか。

それでは、協議第11号 一般職員の身分の取扱いについては、原案どおり決定いたします。

続きまして、協議第12号 特別職及び附属機関の委員等の身分の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

14ページでございます。

協議第12号、協定項目14の特別職及び附属機関の委員等の身分の取扱いについて、資料では31、32ページになります。

調整方針（案）

特別職及び附属機関の委員等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- ( 1 ) 常勤の特別職の職員の身分については、法令の定めるところによる。
- ( 2 ) 非常勤特別職の職員の身分については、法令の定めるところに従い調整する。
- ( 3 ) 付属機関の委員等の身分については、合併時まで調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第 1 2 号の特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱いについて、事務局より説明がございました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第 1 2 号 特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第 1 3 号 公共的団体の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

1 5 ページの協議第 1 3 号でございます。協定項目 1 5 の公共的団体の取扱いについて。

調整方針（案）

公共的団体については、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備に努める。

( 1 ) 両市村共通している団体については、合併時に統合できるように調整する。

( 2 ) 芦川村独自の団体については、原則として現行どおりとし、新市においてその内容を検討する。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

議長（荻野正直君）

協議第 1 3 号 公共的団体の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、協議第 1 3 号 公共的団体の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第 1 4 号 消防団の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

1 6 ページでございます。

協議第 1 4 号、協定項目 1 6 . 消防団の取扱いについて。資料では 5 1 から 5 4 ページになります。

調整方針（案）

芦川村消防団は笛吹市消防団芦川分団とし、現行の笛吹市条例根拠により運営を行う。（平成 1 8 年 8 月 1 日適用）

以上でございます。

議長（荻野正直君）

協議第14号 消防団の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第14号 消防団の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第15号 使用料及び手数料の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

17ページの協議第15号でございます。

協定項目17．使用料及び手数料の取扱いについて、資料では55から79ページでございます。

調整方針（案）

使用料及び手数料の取扱いは、次のとおりとする。

（1）使用料については、原則として現行のとおりとする。

（2）手数料については、笛吹市の制度に統一する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第15号 使用料及び手数料の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第15号 使用料及び手数料の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第16号 補助金・交付金等の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

18ページの協議第16号、協定項目の18．補助金・交付金等の取扱いについてでございますが、資料の81から107ページでございます。

調整方針（案）

補助金・交付金等の取扱いは、次のとおりとする。

（1）笛吹市の制度に統一することを基本とし、団体等の補助金については、平成19年度から笛吹市の制度に統一するように調整する。

（2）芦川村独自の補助金については、現行のとおり笛吹市に引き継ぎ、新市において調整する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第16号 補助金・交付金等の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございますから、協議第16号 補助金・交付金等の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第17号 財産区の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員(成島敦志君)

19ページの協議第17号でございます。協定項目19.財産区の取扱いについて、資料の109、110ページになります。

調整方針(案)

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合は、構成市町村との協議により、合併時に規約等を変更して一部事務組合として存続する。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

ただいま、協議第17号の財産区の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご意見・ご質問がございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第17号 財産区の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第18号 公営住宅の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員(成島敦志君)

20ページの協議第18号、協定項目20.公営住宅の取扱いについて、資料では111、112ページでございます。

調整方針(案)

公営住宅は笛吹市の制度に統一する。芦川村若者定住促進村単住宅については、現行の芦川村の基準による。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

ただいま、協議第18号 公営住宅の取扱いについて、事務局よりの説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございますから、協議第18号 公営住宅の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第19号 上水道(簡易水道)の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員(成島敦志君)

21ページ、協議第19号でございます。協定項目の21.上水道(簡易水道)の取扱いについて、資料では113、114ページになります。

調整方針（案）

芦川村の簡易水道は、現状のまま新市に引き継ぐ。  
以上でございます。

議長（荻野正直君）

協議第19号の上水道（簡易水道）の取扱いについて、事務局より説明がございました。  
これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますから、協議第19号 上水道（簡易水道）の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第20号 下水道（農業集落排水）の取扱いについてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

22ページになりますが、協議第20号、協定項目22. 下水道（農業集落排水）の取扱いについて、資料では115から117ページになります。

調整方針（案）

芦川村農業集落排水施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。  
以上でございます。  
よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第20号 下水道（農業集落排水）の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第20号 下水道（農業集落排水）の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第21号 国民健康保険の取扱いについてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

23ページの協議第21号、協定項目では23. 国民健康保険の取扱いについて、資料の119から123ページになります。

調整方針（案）

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- （1）国民健康保険の税率は、合併時はそれぞれの市村の例により、合併後2年以内を目途に統一を図る。平成18、19年度の芦川地区は、不均一課税とする。
- （2）笛吹市への基金持ちより額については、不均一課税分を除き、平成14、15、16年度の平均保険給付費の10%以上とする。

以上でございます。  
よろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第21号 国民健康保険の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。これに関しまして、ご意見・ご質問がございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第21号 国民健康保険の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第22号 介護保険の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

24ページになりますが、協議第22号、協定項目24. 介護保険の取扱いについて、資料では125から128ページになります。

調整方針（案）

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）介護保険料については、平成18～20年度（第3期事業計画期間）は、不均一賦課とし、平成21年度以降は統一する。

（2）保険料の納期は、平成18年度は、芦川村は従前の例による。平成19年度以降は笛吹市の制度に統一する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第22号 介護保険の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということでございますが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第22号 介護保険の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第23号 福祉の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

25ページの協議第23号でございます。協定項目25. 福祉の取扱いについて、資料では129から156ページになります。

調整方針（案）

福祉の取扱いについては笛吹市の制度に統一する。なお、高齢者の「世代間交流事業」「高齢者スポーツ大会」「訪問理美容サービス事業」「老人クラブ助成」「各種支援事業」「デイサービス事業」については、平成18年度は現行どおりとし、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第23号 福祉の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第23号 福祉の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、協議第24号 学校教育の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員(成島敦志君)

それでは、26ページになります。協議第24号、協定項目の26. 学校教育の取扱いについて、資料では157から162ページになります。

調整方針(案)

学校施設については、合併時は現行のとおり笛吹市に引き継ぐが、新市における学校施設や通学区域などについては、検討委員会を設け総合的な検討を行い、教育環境の充実を図る。以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長(荻野正直君)

ただいま、協議第24号 学校教育の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですが、よろしゅうございますね。

それでは、協議第24号 学校教育の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思います。

その他につきまして、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、調整状況の報告を笛吹市の龍澤議長のほうからよろしくをお願いいたします。

委員(龍澤敦君)

ご苦労さまでございます。

議会議員の定数及び任期の取扱いの協定項目につきましては、両市村の議会において調整を図るとの確認事項のもと、両議会、また正副議長、各常任委員長との話し合いをはじめ、各議会において意見調整を行ったところであります。特に、芦川村議会からは、合併により新たな行政課題等に対応するため、定数特例による1名の議員をとの意見・要請もございました。しかし、現在の地方自治体を取り巻く厳しい状況などを勘案しますと、苦渋の選択ではありましたが、合併特例法による定員及び在任の規定を行使することなく、笛吹市30名の議員が芦川村に目を向けて働くことを確認しつつ、芦川村議会に意向をお伝えし、協議をお願いしましてご了承を賜ったところでございます。

以上でございます。

議長(荻野正直君)

龍澤委員、どうもありがとうございました。

それでは、次に事務局から提案がございます。

事務局員(保坂利定君)

龍澤議長から報告を受けまして、事務局といたしましては、協議第25号で協定項目の10. 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、追加日程としてお願いしたいと思います。お諮

りを願います。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より議会議員の定数及び任期の取扱いについてを日程に加えて協議をしてほしいと、こういう要望がございました。

よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようでございますから、ただいま事務局の提案のとおり、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを協議第25号として、本日の日程に追加させていただきます。

議案書の配布をお願いいたします。

（議案書・配布）

それでは、追加日程の協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局員（成島敦志君）

それでは、協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針（案）でございます。

市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない。

この第8条及び第9条につきましては、次のページの右側の調整の方針の欄に、市町村の合併の特例等に関する法律第8条が、議会の議員の定数に関する特例、それから9条が議会の議員の在任に関する特例でございます。この特例措置は適用しないというような調整方針案でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局の説明が終わりました。

これに関しまして、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

いかがでございましょうか。

はい。

委員（鈴木貞夫君）

議員の任期と定数の関係については、この前の協議会で問題点としておきました。今、龍澤議長から苦渋の選択だったというお話がありました。それは調整方針も出ましたのでそれはさておいて、芦川の村長さんとしては、地域の声ということで何かお話がありましたら、ひとつお話をしてもらいたいというように思いますが、いかがですか。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

副会長（野沢今朝幸君）

発言の機会ということで、ご存じのように、この議員定数に関しては、この協議会で双方の議会に任せて調整案、原案をつくるという形で進んできました。

私も、そういう中で発言する機会もなく、芦川村を代表するという意味で発言する機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

率直に話をしたいと思います。

聞くとところによると、議員の定数特例を設けないという背景に、1つは、6町村が合併したときに特例を使わなかったというような考え方があると、聞いております。もう1つは、先ほど議長さんがお話ししたような財政が逼迫の折、これは当然経費のかかる話ですから、そういう問題。もう1つは、たぶん合併して2年近く経つということで、あとわずかであるというようなことも、その判断にあったかと思えます。

大体、まとめてそんなようなところが、議員の定数特例を認めないというような考え方のもとになっているかと思えます。

まず、1番目の、議員特例を使わなかったということに関してですが、これはご存じのように、一番大きい特例は在任特例、6町村がそのまま全員の議員が入って、そして、これは2年間という限定がついています。

もう1つの特例は、新設合併で定数特例があります。これは5万人から10万人の市の場合、今の30人が定員の上限ですから、その2倍まで60人という定数を決めて、定数特例で選挙することもできるという、この2つの特例を使わずに、新設合併ですから、確か自治法の91条だと思えますが、そちらの5万から10万人の人口、これは30人が定数、そういうところで議員の定数は自治法のもとでやった。この場合、選択はそういう余地があったわけです。要するに、今、一番重要なのは、行政・政治というものが住民の代表を出して、住民の意向に沿ったところで選挙をして、政治・行政をするという、これは日本の民主主義の原点だと思います。そういう意味で、6町村が合併したときには議員特例は使わずに自治法のもとでしたと。それでも、主権在民の思想は保障されている話です。

私は、これは非常に素晴らしい適切な選択であったと考えています。

ご存じのように、南アルプス市は在任特例をそのまま使って、聞くとところによると、体育館で議会をしなくてはならないというような状況。2年間は許されていましたが、結局1年くらいで選挙をし直したというような、言葉は悪いですが、ぶざまな格好だったのに比べて、こちらの笛吹市がそういう特例を使わず、しかも、選挙区を全地域一区でやったということは、今後、合併に対して早く統一をもっているいろいろ進めていくという上では、素晴らしい選択であったと考えます。

ただ、芦川の場合は、先ほど言いましたように、選択の余地、これは在任特例か、あるいは定数特例しかないということで、在任特例は10人がそのまま入るなんていうことは、いままでの笛吹市の考え方からすると、認められるものではないと思えますけれども、定数特例に関しては、住民の代表の意見を市政に反映するという意味では、やはり最低1人くらいの市議会議員の確保というのは、与えられてもいいのではないかと考えています。

だから、特例といっても、もう一度繰り返しますけれども、笛吹市の場合は自治法での選挙がそれなりにできるという状況だったと思えますので、笛吹市で特例を使わなかったから芦川も特例は、という論議は成り立たないと考えます。

2つ目の経費の問題、これはたぶんこれから2年間、30名という定数で、もう1名増えると、今の議員さんの報酬から考えると1年間600万から700万円、2年間だと1,500万円前後くらいはかかると思えます。ご存じのように、合併すれば大きく変化していくわけですから、激変の緩和ということで、財政上もいろいろ国でも県でも支援があります。この間、知事さんのほうで発表しましたように、2つの市町村が合併するときは1億円からの支援の交付

金を出す。あるいは、ご存じのように合併して17年、18年度は向こう9年、交付税の算定替えといひまして、芦川村が合併しなかったという形で交付税を出すと、これは合併特例法で決まっています、あと9年間の向こう5年間は、激減緩和といって5年間で暫定的に落として一つの市として扱うという財政措置もあるわけです。

だから、合併すれば当然、一時的に金がかかったり、例えば、在任特例とか使えばそれなりに金がかかっている。それに対する国・県の支援もあると認識しているかと思います。あと2年というような期間が短いということもありますが、これはご存じのように合併して2、3年というのは非常に重要な時期、ものによっては非常にデリケートな時期だと思えますけれども、そういうときに議員がないということは、やはり地域にとっては、本当に地域が埋没するのはなかと。最終的には、地域審議会はもちろんありますが、議会というのは、何をさておき一番重要な機関でありますので、特に期間の短さというのは、むしろ合併して2、3年というのは非常に重要な時期だろうと思う。特に、芦川の将来を考えると、市長が芦川も笛吹市の一部として施策を展開するときに、地域で選んだ議員がないということは、市政を展開する上でも非常にやりにくいだろう、難しい局面が出てくるだろうと思います。

そういう意味で、今、発言の機会を与えていただきましたから、私なりの考え方はそういうところです。

議長（荻野正直君）

ご質問がございまして、村長の熱い思いを語ったと、こういうことでございますが、何かほかにございますか。

どうぞ。

委員（鈴木貞夫君）

しつこいようで申し訳ないですが、17日に区長会を、芦川の区長さんと副会長さんに出席してもらいまして、連合のほうも出まして、やはり区長会と一緒にやっていこうじゃないかという確認が取れました。社協のほうも10日に理事会と評議委員会があり、問題提起がありまして、31日に調印するという話になってまいりました。今、村長さんがお話ししたように、特殊な地域で、やはり住民代表がいたほうが、市の執行部と話がうまくいくのではないかと、うように自分も感じます。でも、議会のほうで駄目だということになれば、一区長会長が言ってもらちが明かないですが、やはり芦川は特殊な地域ですから、もしできたら皆さんのご厚情で何とかならないかというように思います。

やはり議員さんがいないと、いろいろの面で住民の代表がないようになるのではないかと思います。区長会というのは、行政の下請けでそんなに力はない。ただ7万4千人の代表ということで一応がんばってきたのですが、やはり世間体は、うまく7万4千人へ芦川の人たちが入ってもらおうということになると、良いことではないかと思えます。887票を取った候補者も落ちていることは、自分も重々承知しています。地元の立場で窪中島の河野さんが落ちましたから、厳しいなということもよく承知しております。

予算の関係も大体37万円くらいかかるのではないかと。そして、15カ月くらいかかるのではないかと、今、村長さんが言いましたように、1,500万円くらいかかるのではないかと、うことを聞きました。

だけれども、議会で決まったから調整方針で駄目だよということならば、これはもうなんとも言えませんけれども、もし、ここで何とかできるようでしたらここで、皆さんでもう一度考

えてもらって、前向きに住民の代表ということでやったらいかがかなと、偏見と独断でございますけれども、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますか。

はい。

委員（藤本芳政君）

鈴木さんのほうから大変、芦川に配慮したご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、今、芦川に議員を設けるか設けないかという課題の中で、この地域審議会の設置に対する所掌事務ということで、5番のその他市長が必要と認める事項という項目がありますが、これは、やはり芦川には地域代表がございませんので、市長さんが必要と認める事項ということでありますので、この地域審議会が芦川村でこのような事項をお願いしたいというようなときに、地域代表がありませんので、その点をもう少し配慮した項目というか、文言をそこへ入れてもらったらいかがかなと思いますので、芦川においては唯一の地域審議会ということでございまして、その伝達が市長さん、また議会の皆さんに示されて、それが反映できるというような配慮がありましたらお願いしたいと、こんなように思います。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員（宮川正夫君）

芦川村の宮川と申します。

議員の定数のことで議題になって、今、鈴木さんのほうから大変ありがたいご意見・要望をいただいたわけですが、村といたしましても、何回となく、一番重要な問題として、議員全員が取り組んだ経過の中で、今日のような調整ということで出てきたわけでございます。それに対しまして、芦川の地域というものは、やはりトンネルを一つくぐるというような特殊な地域で、市議会議員さんのほうへ何回もお願いした経過があるわけでございます。

そういう中で、今、藤本委員のほうからも話がございましたように、このあと同じ市民の中で、どういう市にしてもらいたい、先ほど、議長のほうから要望がございましたように、このあとの審議の中で特段のご配慮をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（荻野正直君）

どうぞ。

委員（龍澤敦君）

先ほどから、村長はじめ芦川の議員の皆さん、また笛吹市の区長会の会長さんからもお話がありましたけれども、私ども笛吹市の議会としましても、この問題に対しては、30名の議員で何日もかかってこの問題を議論してまいったわけでございまして、この問題に対しましてはご理解をいただいて、30名に任すから芦川の今後の問題等々も頼むぞと、こういうお言葉がいただければ本当にありがたい。笛吹市の議会も一生懸命、芦川のことも考えていきますので、ご理解ご協力のほど賜りたいと、こんなふうに思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでしょうか。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時00分

議長（荻野正直君）

それでは、再開いたします。

ただいま、議案となっております、協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、皆さまからたくさんのご意見をいただきました。

これにつきましては、芦川村議会ならびに笛吹市議会におきまして、十分な協議をいただいた上で、調整方針が出されておりますから、ぜひ、委員の皆さん方にはこの原案をご承認いただきたいと、こんなふうをお願い申し上げますけれども、よろしゅうございますか。

はい。

委員（野澤一男君）

芦川村の野澤でございます。

先ほど、この協議第25号について、いろいろとご意見をいただきました。その中でありがたいご意見をいただいたわけでございます。龍澤議長さんのほうから、両市村の議員による打ち合わせ、また話し合い等の結果が報告されました。私たち芦川といたしましても、そういったことを重く受け止めて、この協議第25号については異議なく賛成したいと、このように思いますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、先ほど審議を中断しておりました協議第8号 地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

先ほど、説明が終わりましたけれども、さらに事務局で説明がございますか。

事務局長（保坂利定君）

それでは、協議第8号、協定項目9になりますけれども、地域審議会の取扱いということで、先ほどお配りしました追加資料の補足説明を行いたいと思います。

追加資料の2ページであります。会議の第7条、地域審議会の会議は年4回以上開催するものとし、とありますけれども、われわれ笛吹市の6町村の現在の地域審議会につきましては、年1回以上開催するという状況になっています。

この開催状況につきましても、6町村、現状はまだまだ統一されておりませんで、バラバラな状況でありますし、議会前に1回開催して年4回以上開催している旧町村もあります。総括事務につきましては、秘書政策室のほうで行っております。

この協議内容につきましては、各地域審議会独自のそれぞれの考え方があろうかと思しますので、われわれが総括事務ということで、協議内容につきましては各審議会の独自性に任せるとのことになっております。

平成18年度の予算編成につきましても、枠配分ということになりまして、この枠配分をする前には、私ども秘書政策室のほうで平成18年度の事業政策的な打ち合わせを行っております。新規事業、継続事業につきましても、政策的なヒアリングを行いまして、それぞれランク別に位置付けをいたしまして、新年度の予算に反映するというような方式を取っております。

第3条の所掌事務、2項の地域審議会は必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べることができるとあります。この必要と認める事項につきましては、各地域審議会が必要と認める事項であります。われわれのほうから必要と認める事項は別に束縛しておりませんで、それぞれ独自の地域審議会の中で必要と認める事項を協議していただいて、市長に対して意見を述べる。要するに、翌年度以降の予算に反映させるということでありまして。

各旧6町村の地域審議会につきましても、この第2項の条文のとおり、それぞれの地域審議会が必要と認める事項を審議していただいて、それぞれ市長に対し、翌年度の予算編成に反映できるような、政策的なヒアリングも行っておるとのことでありまして、私たち事務局の考えといたしますれば、特に6町村のバランスもありますし、政策的なヒアリング等もありますので、第2項の地域審議会は、必要と認める事項についてということで、市長に対して意見を述べるということでご理解をいただきたい。その下に条文を足しますと、かえって範囲が狭くなるような感じも受けますし、合併してからの芦川村の笛吹市に対する位置付け等に対しても、芦川村の地域審議会の中で協議していただいて、それぞれ年4回以上開催していただいて、市長に対し政策的なご意見が述べられる機会は、十分ではなからうかと考えております。

特に、第4条の組織の中で、委員も15人以内で組織するとありますけれども、3項目ありまして、(1)として市議会の議員さん、(2)として公共的団体等を代表する者、(3)として学識経験者とあります。特に、市議会の議員さんにつきましては、今後、議会議員の選挙もありますし、そのへんの関係。それから公共的団体等を代表する者、あるいは学識経験者等がありますので、芦川村の中で、それぞれ15人以内で委員さんを選んでいただいて、組織していただいて、第3条の所掌事務の中の第2項の中で、市に対しての政策的な提案・ご意見をお願いすれば、私どもはこの条文で十分解釈できるという判断を持っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（荻野正直君）

ただいま、事務局より補足説明がございました。

地域審議会の取扱いについて、ご質問・ご意見がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

委員（野澤一男君）

先ほど、私のほうから協議第8号について、その他の項でご検討いただきたいということをお許しいただき、ただいま事務局長のほうから、地域審議会に対する協議についてのご説明がありました。それで十分、第3条につきましてもよく分かりました。そういった配慮をしていただいたことに対しましては、本当に御礼を申し上げるところでございます。

そういった話を聞きましたので、私はこの協議第8号につきましては、可決することにご異議ありませんので、よろしくそのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。  
どうぞ。

副会長（野沢今朝幸君）

実は、先ほど事務局から説明があったように、違う条項を入れたのは、先ほど申したように年1回を年4回以上ということで、これはむしろ芦川村のほうで、自分たちの地域として自分たちに義務付けたというふうに解釈してください。1回以上だから4回も5回もみんな含まれると言えば、それはそうなんですけれども、自分たちも最低4回くらい年間やって、これは定例議会に合わせてということです。なるべくそういうところで地域の意見を集約して市政に反映してもらおうという意味で、位置付けの義務付けということで、4回ということを経済局のほうにお願いしたという経緯がありますので、ご承知ください。

議長（荻野正直君）

ほかにいかがでございますでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

それでは、異議なしという言葉がございましたから、協議第8号 地域審議会の取扱いについては、原案どおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございました。

それでは、協議第8号 地域審議会の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

そのほか何かございますでしょうか。  
どうぞ。

委員（藤本芳政君）

この新笛吹市の基本計画ですが、これから県の協議に移るということをお聞きいたしました。そうした中で、先ほどからいろいろご審議をいただき、やってきたわけですが、この新笛吹市の基本計画をこれから県と協議する中で、私たち芦川村の大事な、新笛吹市になっての事業でございますが、その施策事業の中に、これを見ますと公園・憩いの場整備として、河川を利用した水とみどり豊かな水辺公園・河川公園というようなこと。また、その整備の推進、自然環境の管理・活用、景観形成、また県の役割とする笛吹芦川三珠線の道路網の整備、そしてまた、若彦路道路整備等、芦川村にとっては必要不可欠な事業であります。私どもも、この新市の事業に期待しておるわけですが、皆さまもご案内のとおり、本当に山紫水明原風景が自然とともに残る癒しの里と言っても過言ではないと思います。これらの事業を推進していただけたならば、必ずや芦川村の再生は夢ではないと、このように思う次第でございます。

そういった中で、県との折衝の中で、市長さんをはじめ関係者の皆さんの特段なお力添えをお願いしたいということでございます。そしてまた、この着実な実行を特にお願い申し上げる次第でございます。

なお、芦川にとりましては以前からこの課題もあるわけですが、芦川のメインでありますスズラン、ここに県の関係の局長さんもおられますので、スズラン周辺は芦川の源流でございます

て、その周辺が水源涵養保安林というような網がかぶっておりまして、今日まで周辺の開発ということは、非常に難しいような状況でございました。そしてまた、第2に、スズランにも勝るといふ芦川の河川でございますが、これが問題ありまして、中央漁業さんの権利というような1点、また、水利権というような問題もございまして大変難しい面がございますが、今度、笛吹市になった以上は、当然7万人都市を率いる市長さんをはじめ皆さんの力は、芦川の力関係から比べると、非常に大きいと思いますので、そのへんも心にとめていただきながら、県との折衝の中でぜひともこの河川の問題、そして、今後スズラン周辺の水源涵養保安林というような状況の中で、芦川がこれから癒しの里として暮らせるようなお力添えを、特にお願いしたいと思っております。

そして、私事でございますが、非常に不愉快に思っておりますのは、今、国をはじめとして地方分権、そういった中で地方の時代とはいっても、地方も自主自立をなささいというような中で、現実には、山は保安林、川は水利権でどうにもならない。そういった中で、その地域がそれで生き残れるかというようなことについて、非常に不安を感じておるわけです。そういった中で地方も自分の力で自分の足で立っていきなさいと、手足を縛られてダルマになっていて、そこで生活ができるかと、私はそんなふう感じております。

今の環境問題でございますが、自然と川とそして豊かな空気を供給しているのは、そういう小さな村があつてこそ、都会の人が悠悠自適の生活ができるのではないかと、こんなように思っておりますので、私事でございますが、ぜひともこの声を芦川にも還元できるようなお力添えを心からお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

議長（荻野正直君）

どうも貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

（ な し ）

それでは、本日の協議事項につきましては、すべて予定どおり完了いたしましたから、これをもちまして本日の議事を閉じさせていただきます。

大変、皆さま方のご協力をいただきまして、ありがとうございました。

司会（保坂利定君）

その他ということで、事務局から今後の日程等についてご説明申し上げたいと思います。

スムーズなご審議をいただきまして、協定項目も27項目目の基本計画（案）だけということになりました。今日、県との協議に移ってもよろしいというご返事をいただきましたので、早速、協議に入っていきたいと思います。

基本的には今日2回目で、28日に第3回目の法定協を予定しておりましたけれども、スムーズに進みましたので、28日の法定協議会は延期ということにさせていただきたいと思っております。

基本計画の県との協議、第3回目の法定協を4月14日に予定しておりますが、4月14日の第3回法定協の中で基本計画のご決定をいただきますと、4月18日の火曜日になりますが、お手元の資料にありますとおり合併調定調印式を行いたいと考えています。4月18日の火曜日、午後1時半からスコレーセンターで、来賓は衆議院議員、山梨県知事、県議会議員の先生方、招待者の皆さん等々をお呼びいたしまして、記念行事として講演会を予定しております。

山梨総研の専務理事の早川源さまを予定しております。そのあと記念撮影も予定しております。18日に合併協定調印式を予定しております。

これを過ぎますと、4月25日になりますが、両市村同時開催の臨時議会で廃置分合のご決定をいただいて、国・県のほうに申請をしていくという日程になりますので、よろしく願いいたします。

繰り返しますけれども、3月28日に予定しておりました法定協は延期させていただきます。4月14日に第3回の法定協、この中で基本計画のご決定をいただきましたならば、4月18日に午後1時半からスコレーセンターでご来賓、招待者をお招きして、協定調印式を実施して、4月25日に両市村同時開催の臨時議会で廃置分合のご決定をいただいて、国・県に配置分合申請をしていただいて、県の6月議会に議案上程を予定しております。

以上、予定でありますので、よろしく願いしたいと思います。

協定項目がスムーズに進みまして、大変ありがとうございます。

ここで、雨宮顧問をお招きしておりますので、感想等を含めまして、ごあいさつがた閉会のあいさつをお願いしたいと思います。

よろしくどうぞ。

顧問（雨宮修君）

本日はご苦労さまでございます。

また、十分に皆さま方から意見が出まして、協定項目も25項目がまとまりました。芦川村の皆さんの思い入れというのを、今日、聞いておまして、いろいろと勉強させていただきました。先ほどいろいろ県への要望、今後の基本計画の話になっていきますけれども、十分それを踏まえて、私も今後の施策に展開していきたいと思っておりますので、そういう点は、市としてはご安心くださいと言っておきたいなと思っております。

今日は長時間本当にご苦労さまでございました。

これで閉会させていただきますけれども、私が閉会させていただくと言うのはおかしいのですが、そういうことでありますので、本当に今日は長時間ご苦労さまでございました。また今後ともよろしく願いいたします。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それでは、閉会のあいさつを行います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時23分

第2回 笛吹市・芦川村合併協議会 出席者

平成18年3月20日

【 笛 吹 市 】

荻野正直  
龍澤敦  
小宮山文明  
望月健二  
中村善次  
井上一己  
志村勢喜  
鈴木貞夫  
吉原五鈴子  
内藤秀人

【 芦 川 村 】

野沢今朝幸  
野澤一男  
中村長年  
五味善英  
霜村千代晴  
宮川正夫  
藤本芳政  
宮川武久  
芦澤今朝光  
野澤茂子